



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ถ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 32 (2013年8月22日発行)

皆様、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報は、「労働福祉・保護局告示：個人事業主を対象とする業務上安全、衛生及び環境面における行動指針」をお送りいたします。

個人事業主(インフォーマルセクター)とは、業務上の保護及び社会保障を受けていない自営業者をいいますが、大きく分けて次の2グループの業種従事者が該当します。

- ① 一般的自由業: 請負運転業、農業従事者、美容師、修理工など
- ② 定期的収入のある請負業: 自宅での業務請負、製作請負、季節業務請負など

労働福祉・保護局告示

(ประกาศกรมสวัสดิการและคุ้มครองแรงงาน ประกาศเรื่องความปลอดภัยในการทำงานสำหรับแรงงานนอกระบบ)

個人事業主を対象とする業務上安全、衛生及び環境面における行動指針

(เรื่อง แนวปฏิบัติด้านความปลอดภัย อาชีวอนามัย และสภาพแวดล้อมในการทำงานสำหรับแรงงานนอกระบบ)

ルアン ネウパティバッドークワームプローツパイ อาร์チワアナーマイ

レサパーブウェーツROOM ナイカーンタムガーン サムラップレンガーンノークラบ๊อป)

労働福祉・保護局は、公式労働者及び個人事業主の両者の業務上安全、衛生及び環境が関連基準や法令に準拠するよう、労働者を保護、管理、支援する義務を有している。したがって、国家発展にとって重要な資源である労働者を保護、維持し、良質な生活を保障することを目的とし、当該告示を公布する。

個人事業主が安全で衛生的な労働条件及び労働環境で作業できるよう保護すること、個人事業主の生命、心身及び健康衛生に危険が及ばないよう支援すること、並びに業務上の安全、衛生及び環境面の実践に対する協力及び支援を得ることにより、業務上安全、衛生及び環境に関する法律に基づく公式労働者保護と同様に良好な業務上安全、衛生及び環境を実現するために、労働福祉・保護局長は、個人事業主を対象とする業務上安全、衛生及び環境面における行動指針を以下の通り定める。

第1項 本告示においては、以下とする。

「業務上安全、衛生及び環境」とは、業務に起因し又は関連して生命、心身及び健康衛生に対し危険を発生させる要因のない業務実践又は業務環境をいう。

「個人事業主 (informal sector)」とは、労働年齢にあり労働に従事しているが、業務上安全、衛生及び環境に関連する法令に基づく雇用者及び被雇用者に該当しない個人をいう。

第 1 章

総則

第2項 すべての個人事業主は、作業場所が安全で衛生的な作業環境になるよう手配し、管理する義務、並びに生命、心身及び健康衛生に危険が及ばないよう、協力し合い個人事業主の作業を支援する義務を負う。

個人事業主に、リーダー又は同形態の職責を有する者がいる場合、当該人物は、第1項に基づき個人事業主の作業を監督、指導、管理、支援、推進する義務を負う。

第3項 個人事業主が、本告示に基づく業務以外で作業する又は事業所における業務に協力する場合、業務上安全、衛生及び環境に関する法令に基づく業務上安全、衛生及び環境基準に準拠すること。

第4項 個人事業主は、被雇用者が業務上安全、衛生及び環境に関する法令に基づき雇用者より付与される権利に基づき、当該事項に関する責務を有する公的機関より、業務上安全、衛生及び環境の面で推進、支援、育成を受ける。
上記は、関連する法令、規則、告示及び規定に反しない範囲とする。

第 2 章

作業場所及び作業環境の管理

第5項 個人事業主は、作業場所が、安全且つ衛生的な労働環境及び作業環境であるよう、以下を実施する義務を負う。

- (1) 作業開始前、業務、作業場所変更前に、業務に関する作業マニュアル、提案事項、注意事項及び危険事項について学んでおくこと。例えば、作業場所である建物、道具、機械、機器、エンジン、車両、高温、高熱物質、低温、低温物質、化学物質、酸、アルカリ塩、埃、騒音、火花等。
- (2) 作業開始前には、設備、道具、エンジン、機械、ケーブル又は作業において使用するその他を必ず点検すること。作業することにより危険が生じる恐れがある破損、損傷又は不具合を発見した場合、直ちに専門スタッフによる改善又は修理を求め、もしくは直ちに使用を止めること。
- (3) 作業で使用する機器を整然と適切に配置及び保管すること。例えば、ケーブル、化学物質を宿泊場所から離して保管する等。
- (4) 通常業務の安全な作業手順及び方法が規定されており、それを厳守していること。
- (5) 危険に対する適切な警告を表示していること。例えば、化学物質、機械、高温物質、滑り、電気により発生する危険に対する警告表示等。

- (6) 業務の性質及び形態に適した基準を満たす個人安全保護装備を着用すること。
例えば、騒音の発生する作業を行う場合耳栓を着用する、作業で化学物質又は汚れた物に触れる必要がある場合は手袋を着用する、使用材の破片が飛び散り目に入るのを防ぐため眼鏡を着用する、埃又は化学物質を吸い込むのを防ぐ濾過マスクを着用する、湿った場所で作業する場合はゴム長靴を着用する、運転時にはヘルメット又は安全ベルトを着用する等。勤務期間中において使用できるよう、上記の装置を良好な状態に保つこと。
- (7) 埃、煙及び各種化学物質の拡散/飛散を防ぎ、直接触れないようにすること。避けられない場合は、業務の形態に適した個人用安全装備を使用すること。
- (8) 作業に十分且つ適した照明があること。例えば、作業中に目への負担がかかりすぎない、目をつぶるほど眩しすぎることがない等。
- (9) 危険を伴う作業である場合、十分な数量の応急手当衣料品及び薬が常備されていること。例えば、高温物質、化学物質、鋭利な物又は機械による事故等。
- (10) 機械に危険防止機器があること。例えば、機械の動作部の危険防止装置、使用材又は火花の飛散による危険防止装置等。
- (11) 疲労を緩和するための場所及び作業姿勢を設定する。例えば、立ち作業の場合足を休める場所がある、背もたれ付きの椅子を使用する、同じ動作をする作業の場合姿勢を変える、腕と部品又は機器との距離が適切で腕を伸ばす必要がない、車両の座席又は運転制御装置を適切に調節する等。
- (12) 業務状況に応じ適切な休憩時間が作業中に設定されている。例えば、連続して4時間作業した場合1時間以上の休憩時間を設定する等。
- (13) 清潔な飲み水があり、食堂が作業場所とは別に設定されていること。また、トイレが清潔に保たれており、作業者の人数に見合った数が設置されていること。
- (14) 危険かどうか定かでない原材料又は化学物質を使用して作業しないこと。例えば、化学物質管理ラベルの添付がない、製造元又は製造者の記載がない等。
- (15) 制御レベルを超えた危険のある原材料、機器又は機械を使用した作業をしないこと。例えば、大量の可燃性物質、爆発物、大型機械、圧力容器等。
- (16) 全面に壁の設置されている作業場所に大人数の作業者が収容されている場合、2箇所以上の火災避難経路又は非常口を設置すること。火災発生の危険がある場所である場合、初期消火に使用する基準を満たした消火器を常備しておくこと。

第3章 健康管理

- 第6項 個人事業主は、業務上の事故及び病気が発生しないよう、以下を励行すること。
- (1) 作業場所では喫煙しないこと。また喫煙場所及び煙草の廃棄場所は作業員から離れたところに設置すること。禁煙、禁酒及び中毒物質摂取の禁止を奨励すること。
 - (2) 年に1回以上、健康診断を受けること。
 - (3) 健康維持のための活動を行うこと。例えば、運動、清潔でよく過熱された食べ物を摂取するキャンペーン実施等。
 - (4) 食事前には必ず手を洗うこと。また終業後は直ちに身体を清潔にすること。
 - (5) 自治体の法令に従い、業務上発生したごみを分別、収集し廃棄すること。

2013年8月5日

(アーティスト・イッサモー)

労働福祉・保護局長

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は 9月19日(木) です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら
下記までご連絡頂ければ幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積りいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ

タイでビジネスを円滑に進めるための必読本 「タイ国 ビジネス法規集」

会社法、工場法、外国人就業法を1冊にまとめました!

新刊発売!!



収録内容

- 会社法(非公開株式会社法)
- 工場法
- 外国人事業法
- 外国人就労法
- 公開株式会社法

★タイ語・日本語併記

- ★文字が大きく読みやすい
- ★タイビジネスの基本が満載
- ★手に収まりやすいB5サイズ

1,300 Baht

TJプランナライリクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42, Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: trans@tjprannarai.co.th

タイ国 ビジネス法規集

タイビジネスに関する主要法律を網羅した1冊

- タイビジネスにおける法律知識を再確認
 - 新規立ち上げのお供として
- 是非、この機会にお買い求めください！！

価格:1,300バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAXまたはEmailにてご送信ください。

To TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

Email: trans@tjprannarai.co.th

申 込 書

年 月 日

ご芳名:	
Name (English):	
会社名 (英語でご記入ください):	
お届け先(ご住所):	
Tel:	Fax:
Email:	